

神戸フィッシャリーナ施設運営等事業
事業者募集要項

令和 3年 9月

神戸市

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1 事業の概要 | 1 |
| 1 趣旨 | 1 |
| 2 事業の対象施設 | 1 |
| 3 公共施設等の管理者の名称 | 1 |
| 4 業務内容 | 2 |
| 5 事業方式 | 2 |
| 6 事業期間 | 2 |
| 7 現行施設の取り扱い | 2 |
| 8 費用負担等の取り扱い | 3 |
| 9 使用料の取り扱い | 3 |
| 10 本事業の実施にあたっての法令の遵守 | 3 |
| 11 事業期間終了時の措置 | 3 |
| 12 募集の概要 | 4 |
| 第2 事業者の資格等 | 5 |
| 1 応募資格 | 5 |
| 第3 応募手続き | 7 |
| 1 応募手続き | 7 |
| 2 応募に関する留意事項 | 11 |
| 3 優先交渉権者の決定 | 12 |
| 第4 契約手続き等 | 15 |
| 1 事業契約の締結 | 15 |
| 2 契約保証金 | 15 |
| 3 権利譲渡の禁止 | 15 |
| 4 責任分担 | 15 |

【添付資料】

資料1 要求水準書

資料2 事業契約書（案）

資料3 資料集

- (1) 神戸フィッシャリーナについて
- (2) 事業スキームについて（イメージ図）
- (3) 修繕履歴
- (4) 貸与資料（一覧）
- (5) リスク分担表
- (6) 道路の供用時間説明図
- (7) マリンピア神戸（平面図）
- (8) マリンピア神戸内の事業者について
- (9) 神戸フィッシャリーナ条例
- (10) 神戸フィッシャリーナ条例施行規則

第1 事業の概要

1 趣旨

神戸市（以下「本市」という。）では、漁港内にプレジャーボートの係留場所を確保することにより、漁港施設の適正な維持管理を図り、漁業の振興と海洋レクリエーション普及に寄与するため、平成13年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び神戸フィッシャリーナ条例（平成13年7月条例第33号、以下「条例」という。）に基づき「神戸フィッシャリーナ」を設置しました。

これまで事業者によって、利便性の高い施設が効率的かつ効果的に整備されるとともに、低廉で質の高いサービスが提供され、魅力ある施設として多くの方に利用されています。

令和3年度末をもって事業期間が終了しますが、現在係留中のプレジャーボートを収容できる施設が近隣になく、引き続き漁港施設の適正な維持管理を図るため、「神戸フィッシャリーナ施設運営等事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

なお、この募集要項は、PFI法第7条に基づき令和3年9月3日に特定事業として選定した本事業実施方針に従い公表するものです。

2 事業の対象施設

本事業の対象となる施設（以下「本施設」という。）は、以下の水面に設置されているプレジャーボートの係留施設（名称：神戸フィッシャリーナ）です。（資料3（1））

所在地：神戸市垂水区海岸通12番地の一部及び地先

面積：9,293㎡

3 公共施設等の管理者の名称

(1) 管理者

神戸市長 久元 喜造

(2) 担当部局

神戸市経済観光局農水産課

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館3階

TEL 078-984-0382 FAX 078-984-0378

Eメール fisharina@office.city.kobe.lg.jp

4 業務内容

本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が行う業務の内容は、以下のとおりです。

事業者は、本事業の義務的事业である施設の改修・維持管理及び運営を一体の事業として実施するものとします。

詳細については、資料1「要求水準書」、資料3「(2) 事業スキームについて (イメージ図)」において示すとおりです。

① 義務的事业

事業者は、以下の事業を行わなければならない。

- ・施設改修等業務（施設撤去業務を含む。）
- ・施設維持管理業務
- ・施設運営業務

② 任意事業

事業者は、義務的事业のほかに、本事業の実施に事業者が有効と考える附帯事業を本市の承認を得たうえで行うことができます。

5 事業方式

本事業は、現行事業者が保有する施設（管理事務所を除く。）を本事業の事業者に譲渡したうえ、施設の改修・維持管理及び運営を行うRO（Rehabilitate Operate）方式とします。

6 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおり20年間とします。

令和4年4月1日～令和24年3月31日

7 現行施設の取り扱い

本件施設は、現行事業者が保有していますが、現行事業者から令和4年4月1日に事業者は無償譲渡され、同日、現状有姿のまま引渡されるものとします。事業者は、譲渡された施設を、同日に、本市に無償で貸与することとします。

現行施設の詳細は、資料3「(1) 神戸フィッシャリーナについて」、資料3「(3) 修繕履歴」のとおりです。また、様式1-1「参考資料貸与願」及び様式1-2「誓約書」の提出がある事業者に対し、応募提案書類等の検討に活用いただくため、資料3「(4) 貸与資料（一覧）」にある資料を貸与します。詳細は、第3の1.(2)参考資料の貸与をご確認ください。

8 費用負担等の取り扱い

本市は、事業者に対し、本施設の改修・維持管理及び運営を委託し、その対価として施設管理料を条例の定める使用料収入の範囲内で支払います。詳細は、資料2「事業契約書（案）」のとおり。

本市及び事業者は、事業開始後2年後、その後5年ごとに施設管理料の改定について協議することができることとします。

事業者は、本事業に要する資金のうち、本市が支払う施設管理料で不足するものは自ら調達し、本施設の改修・維持管理・撤去及び運営に関する費用を賄うとともに、本市に対して水面占用料及び管理事務所使用料（金額は以下のとおり）を支払うものとします。本市は、事業者の収支状況にかかわらず、施設管理料以外の費用の負担を行いません。

- ・水面占用料：120円/㎡・年

（漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例（平成12年条例第85号）別表）

- ・管理事務所使用料：令和3年度 335,148円/年

（固定資産税評価見込額に基づく）

9 使用料の取り扱い

本市は、事業者に対し、地方自治法243条及び同法施行令第158条、条例並びに規則に基づき、係留施設の使用料の徴収の事務を委託します。

事業者は、使用料を徴収して徴収額を本市に納入するとともに、使用料の未払者に対し催促を行うものとします。使用者が使用料を滞納した場合の使用料の徴収方法及びこの場合の施設管理料の取扱いは、本市と事業者の協議の上で決定します。

10 本事業の実施にあたっての法令の遵守

事業者は、漁港漁場整備法、建築基準法、神戸フィッシャリーナ条例のほか、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守すること。

11 事業期間終了時の措置

事業者は、本事業期間終了後、3か月以内に、自らの費用負担により本施設の撤去を行うこととします。

なお、事業期間終了時点で撤去することを原則としますが、本市の方針として継続して事業実施等を行う可能性があり、その場合の事業期間終了時点の本施設の取り扱いは、本市又は次期事業者への無償での譲渡を原則として、事業期間終了3年前を目途に本市から予め方針を示し、取り扱いの詳細について協議・調整を実施することとします。

1 2 募集の概要

(1) 募集の考え方

神戸フィッシュリーナにおいて、P F I法に基づく本事業を実施する事業者を募集します。募集にあたっては、民間事業者のノウハウを活かした事業提案を広く求める公募型プロポーザルにより実施します。

(2) スケジュール

表1. スケジュール

| 内容 | 年月（予定） |
|---------------|-----------------------|
| 募集要項等の配布 | 令和3年9月10日（金）～10月6日（水） |
| 説明会参加申込締切 | 令和3年9月21日（火）17時 |
| 説明会及び現地見学会 | 令和3年9月22日（水） |
| 応募者申込書等の提出 | 令和3年9月24日（金）～10月6日（水） |
| 質問受付 | 令和3年9月24日（金）～10月6日（水） |
| 回答 | 令和3年10月20日（水） |
| 応募提案書類の提出 | 令和3年11月15日（月）～19日（金） |
| 優先交渉権者の決定及び公表 | 令和3年12月中旬 |
| 事業契約締結 | 令和4年3月上旬 |
| 事業開始 | 令和4年4月1日 |

第2 事業者の資格等

1 応募資格

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとします。

- ① 応募者は、単独企業（以下、「応募企業」という）または複数の企業で構成される共同企業体とする。共同企業体を構成する企業数の上限は任意とし、1企業で複数の業務を兼ねることは可とする。
- ② 共同企業体は、施設維持管理の実施を担う者、運営の実施を担う者等により構成されるグループ（以下、「共同企業体」とする。
- ③ 共同企業体は、構成企業の中から共同企業体の代表企業を定め、代表企業が参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。
- ④ 共同企業体は、応募申込書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに各企業が携わる業務について明らかにすること。
- ⑤ 共同企業体の代表企業の変更は認めない。
共同企業体の構成企業をやむを得ず変更せざるを得ない事情が生じた場合、応募者は応募提案書類の提出期限の最終日までに、構成企業の変更について本市の承認を得るものとする。
変更理由によっては、変更を承認しないことがあり、その場合には失格とする。
- ⑥ 共同企業体の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
(ア)「会社更生法」（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の「会社更生法」（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
(イ)「民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- ④ 応募申込書の提出日から優先交渉権者決定の日までの間に、本市の指名停止処分を受けている者でないこと。
- ⑤ 神戸フィッシャリーナ施設等運営事業者選考委員会の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。
- ⑥ この応募に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、

該当する者のした応募は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが応募を辞退した場合には、残る一者の応募は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

(ア)親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社同士の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 参加資格の確認

- ① 本市は、応募申込書類の内容を審査し、参加資格の確認を行います。
- ② 応募者である企業又は共同企業体の代表企業・構成企業が、参加資格を満たさない場合は、失格とします。提出された法人情報を参加資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

第3 応募手続き

1 応募手続き

(1) 募集要項等の配布

① 掲載期間：令和3年9月10日（金）～令和3年10月6日（水）

② 掲載場所：神戸市ホームページ

URL：<https://www.city.kobe.lg.jp/a67688/kobefisharina.html>

※紙文書による配布はしません。

(2) 参考資料の貸与

応募提案内容の検討に活用いただくため、資料3「(4) 貸与資料（一覧）」にある資料を紙媒体で貸与します。

① 貸与方法

貸与を希望する事業者は、様式1-1「参考資料貸与願」及び様式1-2「誓約書」を持参又は郵送してください。なお、持参の場合は、来所日時を担当部局まで電話で事前予約してください。

③ 事前予約：令和3年9月10日（金）～令和3年10月6日（水）※土日祝日を除く

午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

② 受付期間：令和3年9月10日（金）～令和3年10月6日（水）

受付時間：持参の場合 午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

※土日祝日を除く

郵送の場合 書留扱いとし、受付期間の最終日の消印を有効とします。

受付場所：担当部局

③ 貸与方法

原則、様式1-1等を持参の場合は窓口で、郵送の場合には郵送で資料を貸与します。

④ 貸与資料の破棄

優先交渉権者決定後10日以内に、優先交渉権者とならなかった事業者は、貸与した資料及び複写した資料を廃棄し、様式1-3「破棄届」を提出すること。

(3) 説明会及び現地見学会の開催

募集要項等に関する説明会等を以下のとおり開催します。説明会等は事前に申し込みを行った企業だけが参加することができます。

・開催日：令和3年9月22日（水）

・開催時間：午後2時30分から（午後2時15分から受付開始）

・開催場所：神戸市立水産体験学習館（神戸市垂水区海岸通12-4 マリンピア神戸内）

※ 荒天の場合は現地見学会を延期します。その際は、説明会参加者に通知します。

・ 申込方法：様式2「説明会・現地見学会 参加申込書」を作成し、担当部局あてのEメール（fisharina@office.city.kobe.lg.jp）に添付して申し込んでください。件名は「神戸フィッシャリーナ施設運営等事業説明会参加申込（●●）」（●●は企業名）としてください。

・ 受付期間：令和3年9月10日（金）～令和3年9月21日（火）午後5時まで

※各企業及び共同企業体に対し2名までの参加とさせていただきます。

※説明会当日に質疑応答の時間は設けません。

※説明会への出席が応募申込の条件となることはありません。

(4) 応募申込書類の提出

① 提出方法

応募者は、次の書類を担当部局へ持参又は郵送してください（単独企業での申込みの場合、様式3-2は不要。共同企業体での申込みの場合、代表企業は様式3-1，構成企業は様式3-2を提出する。）。

なお、持参の場合は、令和3年9月24日（金）以降に、来所日時を担当部局まで電話で事前予約してください。

② 提出書類

表2の提出物をA4ファイルに綴じ提出すること。

ファイルの表紙には応募者の企業名を記入すること。

表2. 応募申込に必要な提出物一覧表

| 様式 | 種類 | サイズ | 提出部数 |
|---|--------------------------------|-----|------|
| 様式3-1 | 応募申込書 | A4 | 1部 |
| 様式3-2 | 応募申込書（共同企業体用） | A4 | 1部 |
| 様式4-1 | 税に関する誓約書 兼神戸市税に関する調査に対する承諾書 | A4 | 1部 |
| 様式4-2 | 誓約書 | A4 | 1部 |
| 様式4-3 | 代表者及び役員一覧表 | A4 | 1部 |
| 添付資料（共同企業体の場合は全社提出すること。発行済株式の全部を保有する親会社が存在する場合は、その親会社のものも提出すること。） | | | |
| 登記事項証明書（履歴事項全部証明書、提出前3ヶ月以内発行の原本） | | | 1部 |
| 印鑑証明書（提出前3ヶ月以内発行の原本） | | | 1部 |
| 会社概要・事業経歴書（本社や支店等が神戸市内にある場合は、明確にわかる資料を添付してください） | | | 各2部 |
| 直近3カ年の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表、附属明細書、有価証券報告書（有価証券報告書提出会社に限る。）、連結計算書類（連結計算書類作成会社に限る。)) | | | 各1部 |
| 直近3カ年の国税（法人税及び消費税）及び地方税の納税証明書 | | | 各1部 |
| その他参考資料（事業例、パンフレット等） | | | 各2部 |

③ 受付期間：令和3年9月24日（金）～令和3年10月6日（水）

受付時間：持参の場合 午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

※土日祝日を除く

郵送の場合 書留扱いとし、受付期間の最終日の消印を有効とします。

受付場所：担当部局

④ 留意事項：

- ・応募申込書を提出した者のみが、応募提案書類を提出することができます。
- ・応募者の変更は認めません。ただし、共同企業体の構成員をやむを得ず変更せざるを得ない事情が生じた場合、代表企業は応募提案書類の提出期限の最終日までに、応募共同企業体構成企業変更申請書（様式3-3）を本市に提出し、本市の承認を得るものとします。変更理由によっては、変更を承認しないことがあり、その場合には失格となります。

(5) 応募に関する質問受付

① 提出方法・提出書類

応募申込書を提出して受付番号を取得した事業者は、本募集内容に関して質問があるときは、質疑書（様式5）に要旨をまとめ、Eメール（fisharina@office.city.kobe.lg.jp）により提出してください。

② 受付期間：令和3年9月24日（金）～令和3年10月6日（水）

③ 留意事項：

- ・質疑は質疑書（様式5）の提出によることとし、口頭での質疑（電話、FAX等による質疑も含む）は一切受け付けません。
- ・応募申込書を提出した者に限り質疑書を提出することができるものとします。また、共同企業体で応募する場合には、代表企業に限り質疑できるものとします。

(6) 質疑への回答

① 回答方法：

質疑回答集として取りまとめたうえ、応募申込者全員にEメールにて送付します。（共同企業体の場合、代表企業の担当者宛て）

② 回答日：

令和3年10月20日（水）

③ 留意事項：

- ・質疑に対する回答は、本要項の記載事項の追加又は修正とみなします。
- ・なお、意見や要望には回答しないことがあります。

- ・回答に対する再質疑には応じません。

(7) 応募提案書類の提出

① 提出方法

応募者は、応募提案書類を担当部局へ持参又は郵送してください。

なお、持参の場合は、令和3年11月12日（金）以降に、来所日時を担当部局まで電話で事前予約してください。

また、PDFデータをCD-R又はEメールでも提出してください。

② 提出書類

提出物は表4に定める様式によるものとします。

提出物は、左とじに製本したものとPDFデータを提出してください。この際、表紙を含め全ページにわたって、企業名又は企業名が類推できる事項は一切記入しないでください。

ただし、紙媒体で提出する書類には、表紙にのみ応募者の企業名を記入してください。

表4. 応募提案書類の提出時に必要な提出物一覧表

| 様式 | 項目 | 内容 | 提出枚数 | 提出部数 |
|-------|-----------|----------------|---------|------|
| 様式6-1 | 事業方針概要書 | 事業計画の基本方針 | A4 8枚まで | 1部 |
| | | 施設維持管理計画書 | | |
| | | 利用者募集・受付体制 | | |
| | | 施設改修等計画書 | | |
| | | 災害対応策 | | |
| | | 故障等緊急対応策 | | |
| | | 業務体制 | | |
| | | 事業引継ぎ | | |
| | | 長期収支計画書 | A3 1枚 | 1部 |
| 様式6-2 | 事業者方針概要書 | 類似事業実績報告書 | A4 3枚まで | 1部 |
| | | 事業方針 | | |
| | | 環境への配慮方針 | | |
| 様式6-3 | サービス向上計画書 | 利用ニーズや環境変化への対応 | A4 3枚まで | 1部 |
| | | 管理体制 | | |
| | | 利用者サービスの充実 | | |
| 様式6-4 | 附帯事業提案書 | 附帯事業提案書 | A4 2枚まで | 1部 |

※作成する応募提案書類のファイル形式、文字サイズ等は、自由とします。

③ 受付期間：令和3年11月15日（月）～令和3年11月19日（金）

受付時間：持参の場合 午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

※土日祝日を除く

郵送の場合 書留扱いとし、受付期間の最終日の消印を有効とします。

受付場所：担当部局

④ 留意事項：

- ・本市が必要と認める場合に、応募者に関する事項又は応募提案書類の内容について、応募者に対して説明及び資料の追加を求める場合があります。ただし、応募提案書類の訂正・変更を認めるものではありません。
- ・応募提案書類は、資料1「要求水準書」で要求される性能等に適合するものとしてください。

2 応募に関する留意事項

(1) 応募提案に要する費用負担

応募提案に要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 注意事項

- ① 申込み等にあたっては、期限を厳守すること。期限後の受付は一切行いません。
- ② 本市に提出した書類は返却しません。
- ③ 応募提案書類の提出日後の訂正は一切認めません。
- ④ 指定した様式以外での提出は原則として認めません。
- ⑤ 応募者は、応募申込書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ⑥ 応募は一企業につき一提案又は一共同企業体につき一提案とします。なお、一企業が複数の共同企業体への参加を通じて、同一若しくは複数の提案を行うことはできません。

(3) 応募資格の喪失

下記の事項に該当していることが判明した場合は、その時点で、本市は該当応募者の応募資格を喪失させます。

- ① 応募提案書類に必要な記名押印がない場合。
- ② 応募提案書類に明らかな虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 他の応募者の提案を妨害する等、手続きの遂行に支障をきたす行為があったと認められる場合。

(4) 応募提案書類の著作権・情報公開

① 応募提案書類の著作権

応募提案書類の著作権は応募者に帰属します。著作権等、無体財産権その他の権利を提案書類に使用する場合、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、応募者は権利者の承認を得たものとみなしますので、あらかじめ承認を得ておいてください。第三者の著作物の使用に関する責任は応募者に帰するものとします。

本市が必要と認めるときは、本市は応募提案書類を無償で使用できるものとし、応募者はあらかじめ了承するものとします。

② 応募提案書類の情報公開

応募者名は公表しません。ただし、優先交渉権者に選定された応募者はその名前を公表するとともに、選定された提案内容を公表します。その際、本市は必要な書類を無償で使用できるものとし、応募者はあらかじめ了承するものとします。

また、選定された応募提案書類等は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

(5) 本市が提供・貸与する資料の取り扱い

本市が提供する資料・貸与は、応募者が本事業に対する検討のために使用する場合を除いて、他の目的で使用することはできません。

(6) 使用する言語、単位及び時刻

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とすること。

3 優先交渉権者の決定

(1) 事業者選考委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成する神戸フィッシャリーナ施設運営等事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置します。

《選考委員》

(50音順・敬称略)

| 氏名 | 所属・役職 |
|-------|---------------------------------------|
| 齋木 崇人 | 神戸芸術工科大学 学長 |
| 綴木 公子 | さくら萌和有限責任監査法人 代表社員 |
| 中西 敬 | 徳島大学環境防災研究センター 客員教授 近畿大学農学部水産学科 講師 |
| 西口 智美 | 武庫川女子大学経営学部経営学科 准教授 |
| 藤原 正廣 | 京町法律事務所 弁護士 |

(2) 優先交渉権者の選定

① 選考委員会において、優先交渉権者を選定し、本市が決定します。

なお、選考委員会の議事内容は非公開とします。

② 優先交渉権者決定までの間、選考委員会の委員、本市職員に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本公募に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格となります。

- ③ 審査にあたり、まず応募資格の審査を行い、欠格事由に該当せず且つ応募資格を喪失していない応募者から提出された応募提案書類について、選考委員会で募集要項で定める趣旨及び関係法令等を踏まえ、応募者の実施するプレゼンテーションも考慮し、次の(3)の表5に掲げる項目について総合的に審査し、得点の高い応募者から順に、優先交渉権者、次点者を選定します。
- ④ プレゼンテーションは応募者自らが行うものとし、提出された応募提案書類に基づき実施します。プレゼンテーションにおいて応募提案書類に記載されていない新たな提案を追加すること、応募提案書類の内容の訂正・変更を行うことはできません。プレゼンテーションの日時・場所・方法等の詳細は別途通知します。
- ⑤ 選考委員会が必要と認める場合は、応募者に関する事項又は応募提案書類の内容について、応募者に対して説明及び資料の追加を求め場合があります。ただし、応募提案書類の内容の訂正・変更を認めるものではありません。
- ⑥ 選考委員会の結果、事業者として必要な最低基準（60点）に達していないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、再公募を行う場合があります。同様に、次点者についても、最低基準に達していないと判断した場合は選定されません。
- ⑦ 選定理由・結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じません。
- ⑧ 選定結果は、全応募者に文書で通知するとともにホームページで公表します。また、優先交渉権者以外の選定結果は応募者名を伏せて公表します。

(3) 審査項目

選考委員会は、表5に掲げる審査項目及び審査のポイントに基づいて、応募者から提出される応募提案書類を審査します。

(4) 優先交渉権者の決定

本市は、選考委員会の選定結果を参考として、優先交渉権者を決定します。

本市は、本事業をより効果的・効率的に実施するために必要があると認めるときは、優先交渉権者として決定するための条件として、応募提案書類の内容に変更を求めることがあります。

表 5. 審査項目及び配点表

| 審査項目 | | 審査のポイント | 配点 |
|---------|-----------------|--|-----|
| 事業方針 | 基本方針 | 本事業を取り巻く環境や事業目的、立地特性との適合性、具体性など | 48 |
| | 施設維持管理計画 | 効率性、効果性、具体性など | |
| | 利用者募集・受付の体制等 | 利用者の利便性など | |
| | 施設改修等計画 | 具体性、適切性など | |
| | 危機管理 | 災害対応策等の具体性、適切性など | |
| | | 施設故障等の緊急対応策の具体性、適切性など | |
| | 業務体制 | 人材配置や組織体制の適切性など | |
| | 事業引継ぎ | 設備や個人情報、運営体制の引継ぎの妥当性、適切性など | |
| 長期収支計画 | 妥当性、整合性など | | |
| 事業者の適格性 | 事業者の財政基盤 | 健全性、安定性など | 22 |
| | 事業実績 | 類似施設の業務経験の有無など | |
| | 事業者の事業方針 | 労働安全衛生、人権、障がい者雇用、個人情報の保護などの社会的責任の遵守 | |
| | 環境への配慮 | 廃棄物排出量の減少の推進など環境への配慮や周辺からの苦情対応やそれらに対応するための業務改善方策の具体性、適切性など | |
| | 市内企業 | 市内に本社がある場合 10点 市内に支社、支店がある場合 5点 | 10 |
| サービス向上 | 利用者ニーズ・環境変化への対応 | 適切性、妥当性など | 20 |
| | 管理体制 | 利用者や船舶の保安・安全の確保への方策の適切性、妥当性など | |
| | 利用者サービスの充実 | 利用者に対するサービス向上、満足度向上のための方策の具体性、適切性（附帯事業含む） | |
| | | 利用者ニーズの把握や苦情対応、それらに対応するための業務改善方策の具体性、適切性など | |
| 計 | | | 100 |

第4 契約手続き等

1 事業契約の締結

資料2「事業契約書（案）」に基づき、優先交渉権者と事業契約の内容等の詳細について協議を行い、事業契約を締結します。

2 契約保証金

契約保証金は、免除します。

3 権利譲渡の禁止

事業者は、事業スキーム上必要であると本市が認め、書面による承認を受けた場合を除き、契約上の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

4 責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことです。本事業の対象施設の改修・維持管理及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由があると本市が認める事項については、別途、事業者と協議の上、本市が責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本事業において予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担の詳細については、資料2「事業契約書（案）」及び資料3「(5) リスク分担表」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとします。リスク分担の程度や具体的内容について、資料2及び資料3(5)に示されていない場合は、本市と事業者の協議により定めるものとします。

(3) モニタリング

本市は、要求水準や提案内容の充足を確認するために、事業契約書で定める方法によりモニタリングを行います。モニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書等に定める事項及び提案内容を満たしていないと判断した場合に、事業契約書に定める手続きに従い、是正勧告その他の措置をとります。